

**埼玉県社会的養育推進計画  
第3回検討委員会 資料**

令和元年8月26日（月） 13：30～

埼玉県 福祉部 こども安全課

# 社会的養育推進計画素案の構成

## ○ 策定の趣旨

- ・ 平成28年度の児童福祉法の改正により明記された子供の権利保障、家庭養育優先の原則を徹底し、子供の最善の利益の実現に向けて社会的養育に関する計画を策定する。

## ○ 計画の位置付け

- ・ 埼玉県子育て応援行動計画における児童虐待防止・社会的養育の分野を本計画として位置付ける。
- ・ 計画期間は5年間（令和2年度～令和6年度）とする

## I 本県の児童虐待・社会的養育をめぐる現状

- 図表1 児童虐待通告の状況【表1】児童相談所における児童虐待通告件数  
【表2】虐待通告経路の割合
- 2 一時保護所の状況 【表3】一時保護所における一時保護対応数
- 3 里親等委託の状況 【表4】里親等委託数・委託率の推移  
【表5】里親登録数・受託里親数
- 4 施設養育の状況 【表6】児童養護施設・乳児院の定員

## II 施策体系

### 施策の柱

### 6 児童虐待防止・社会的養育の充実

### 具体的施策

- (1) 子供を虐待から守る地域づくり
- ① 児童相談所の体制・機能強化
  - ② 一時保護の充実
  - ③ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進
  - ④ 子供の権利擁護
  - ⑤ 市町村の子供家庭相談体制への支援
- (2) 社会的養育の充実
- ① 里親等委託の推進
  - ② 特別養子縁組等の推進
  - ③ 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成
  - ④ 入所児童の自立支援

### 目標

里親等委託率 32%（令和6年度）

児童養護施設退所児童の大学等進学率 35%（令和6年度）

# 埼玉県子育て応援行動計画 施策体系（案）

## 基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を  
生み育てることに希望を持てる社会づくり

## 施策の方向性

① 子供を安心して生み育てら  
れる環境を整備する

② 地域全体で子供と子育て家  
庭を応援する

③ すべての子供の健全な成長  
と社会的自立を促す

## 施策の柱

1 結婚・出産の希望実現

2 親と子の健康・医療の充実

3 「子育て」と「親育ち」の支援

4 ワークライフバランス  
・男女の働き方改革の推進

5 「子供の貧困」対策の推進、  
配慮を要する子供への支援

6 児童虐待防止・社会的養育の充実

7 子育てしやすいまちづくりの推進

## 具体的施策

(1) 結婚を望む人への支援  
(2) 不妊・不育症に悩む方への支援  
(3) ライフデザイン構築の支援  
(4) 若年者の経済的自立の支援

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援  
(2) 周産期医療の充実  
(3) 小児医療の充実  
(4) 親と子の医療に係る経済的支援

(1) 家庭の子育て力の充実  
(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実  
(3) 質の高い幼児教育・保育の充実  
(4) 学校教育の充実  
(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

(1) 企業による働き方改革の推進、  
社会全体の気運醸成  
(2) 男性の家事・育児の促進

(1) 「子供の貧困」対策の推進  
(2) ひとり親家庭への支援  
(3) 障害児への支援  
(4) 一人ひとりの状況に応じた支援

(1) 子供を虐待から守る地域づくり  
(2) 社会的養育の充実

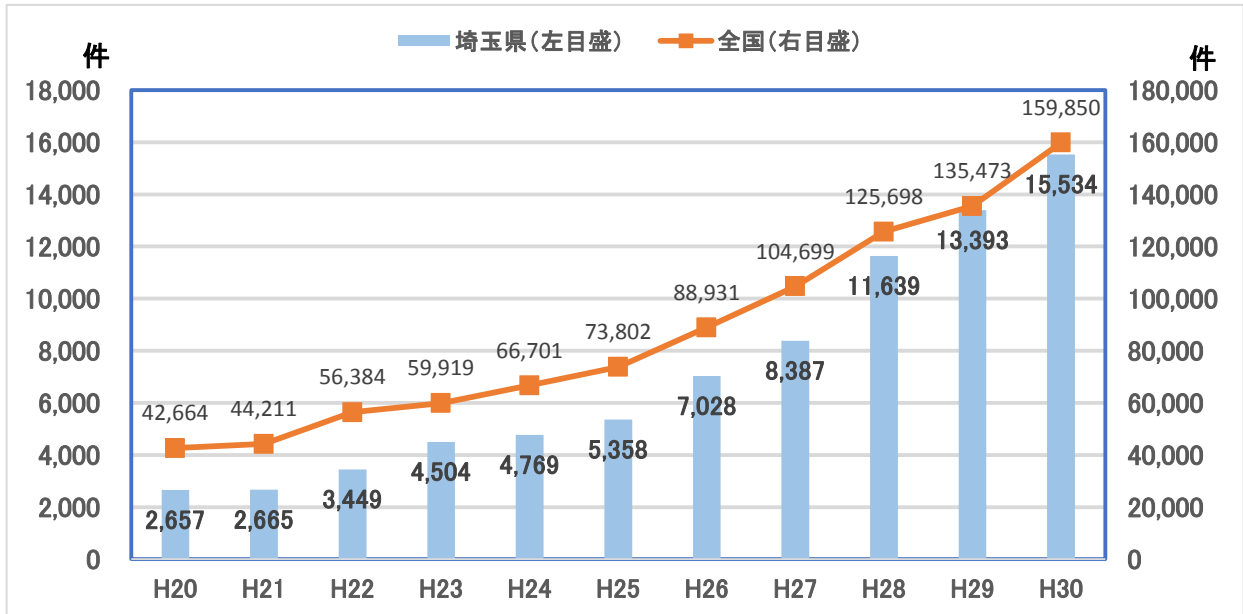
(1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進  
(2) 子育てしやすい住環境の整備

I 本県の児童虐待・社会的養育をめぐる現状

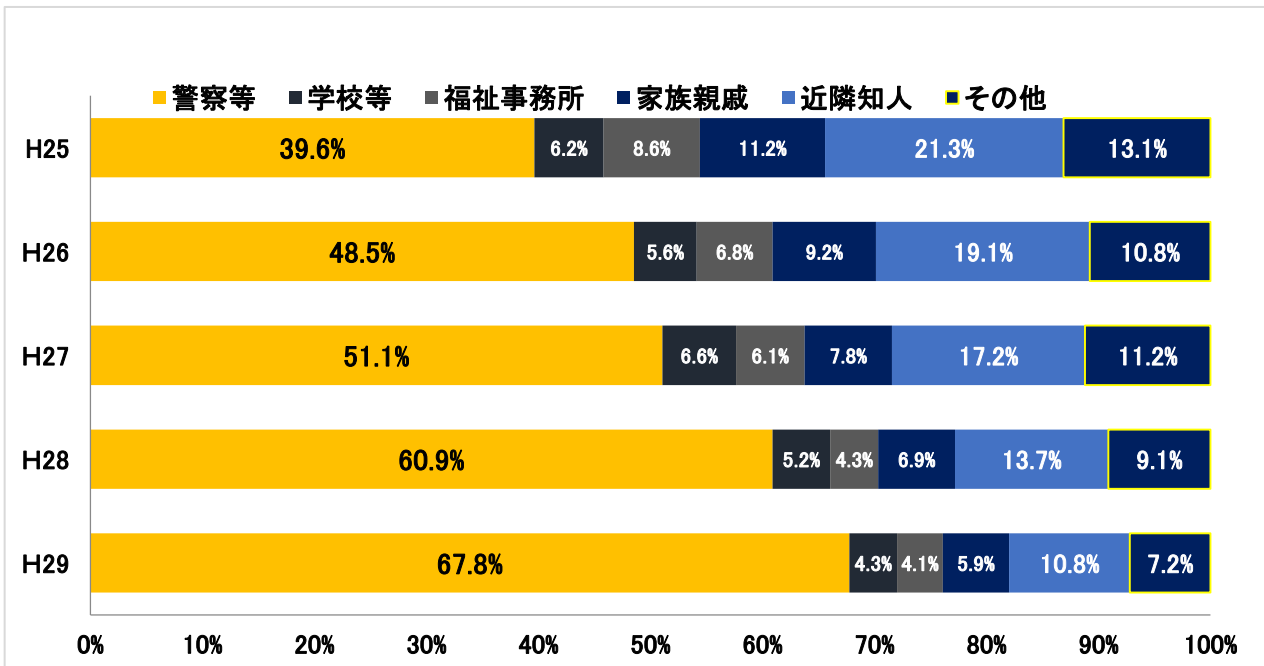
1 児童虐待通告の状況

県内の児童相談所における児童虐待通告件数は、平成30年度は15,534件(さいたま市を含む)となり、前年度に比べて16.0%増加しています。このうち警察からの通告は全体の70%近くを占めています。年々増加する通告件数に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

【表1】児童相談所における児童虐待通告件数



【表2】虐待通告経路の割合



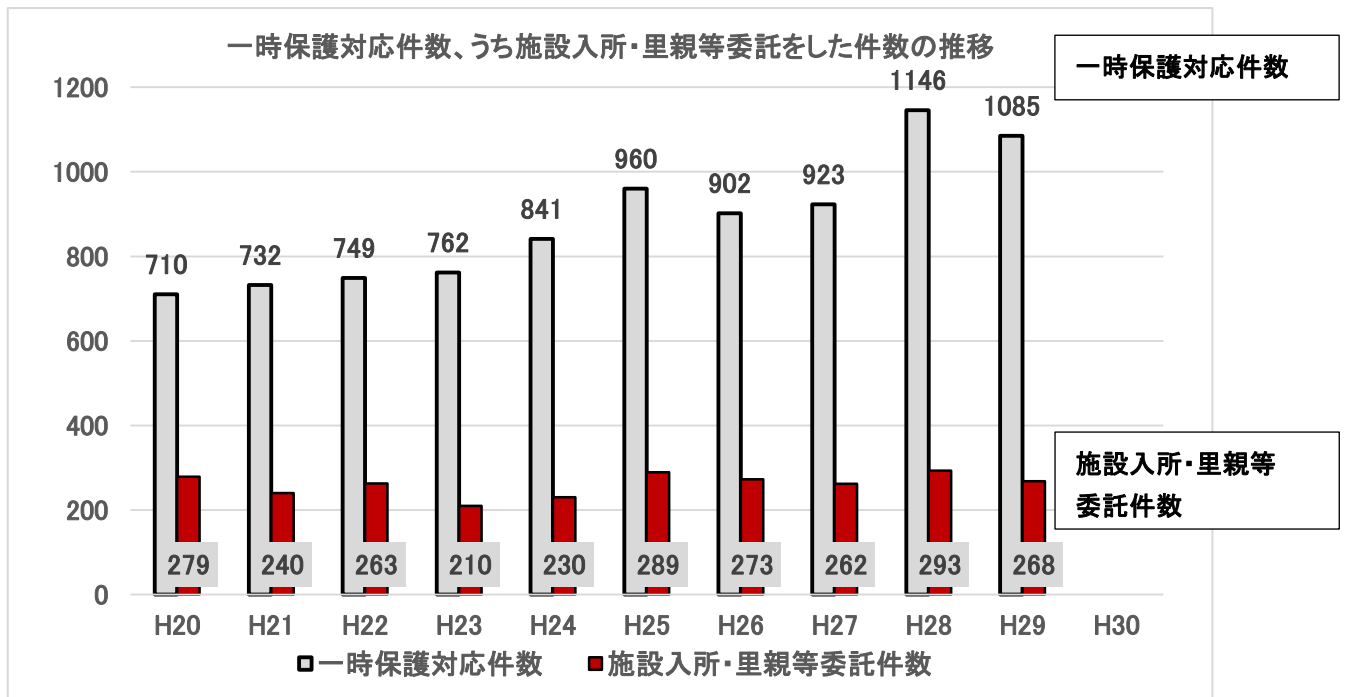
## 2 一時保護所の状況

県内の児童相談所における一時保護所（中央・南・所沢・越谷・さいたま市の5か所）への入所児童数が増加する中で、子供の安全を最優先に、迅速かつ確な一時保護が求められています。

そのうち施設入所・里親等に委託した児童の数は200人台で推移しています。

【表3】一時保護所における一時保護対応数

（さいたま市を含む）

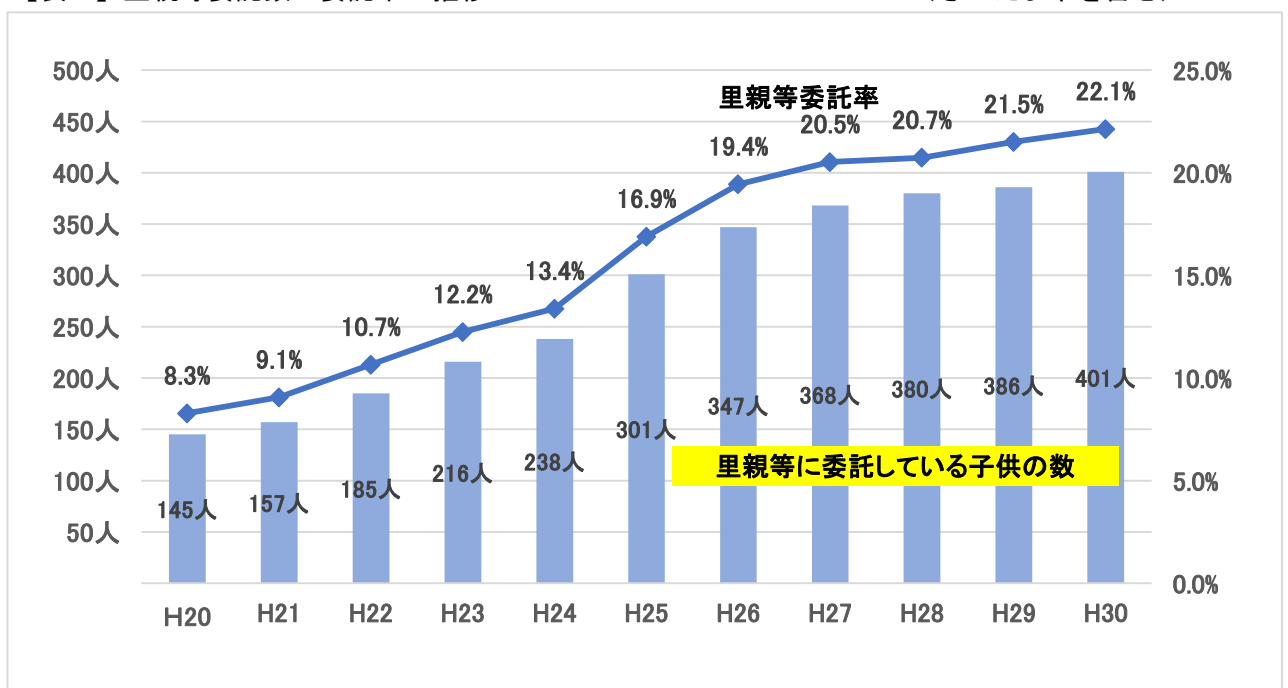


## 3 里親等委託の状況

保護が必要な子供を里親等（里親及びファミリーホーム）に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親・ファミリーホームへの委託を増やしていく必要があります。

【表4】里親等委託数・委託率の推移

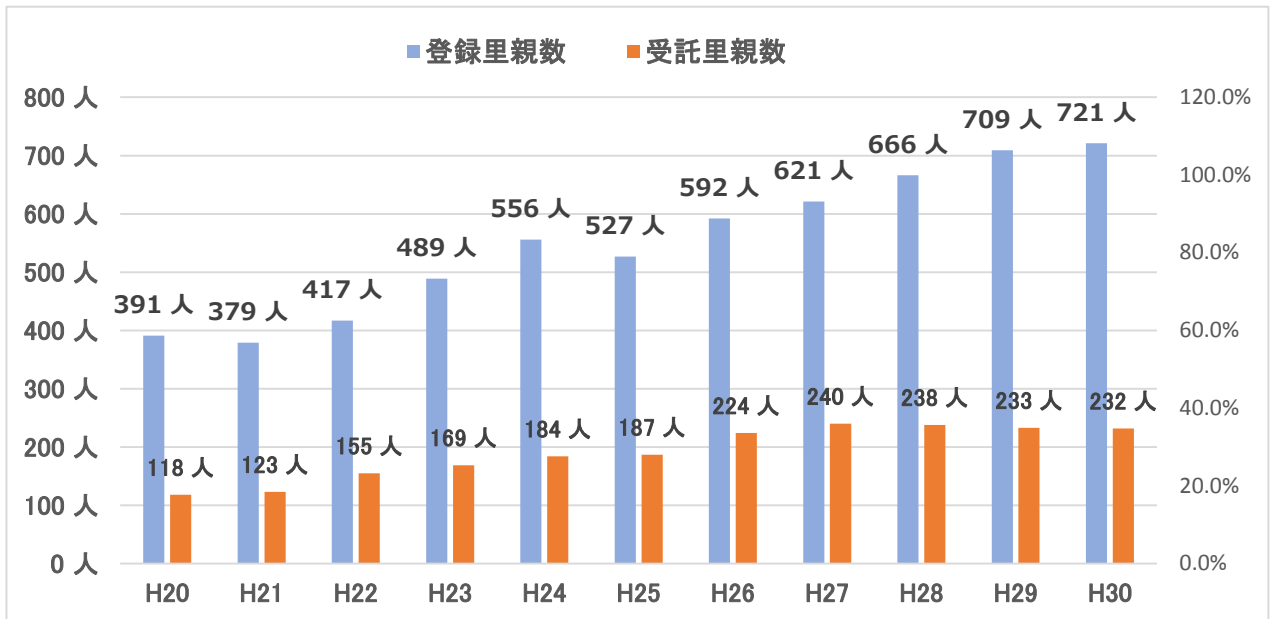
（さいたま市を含む）



里親の登録数は平成20年度の391人に対して平成30年度は721人となっており順調に増加しています。一方、子供を受託している里親は近年横ばいとなっています。さらに里親への委託を進めるため、登録促進や里親支援の取組を進めていく必要があります。

【表5】里親登録数・受託里親数

(さいたま市を含む)

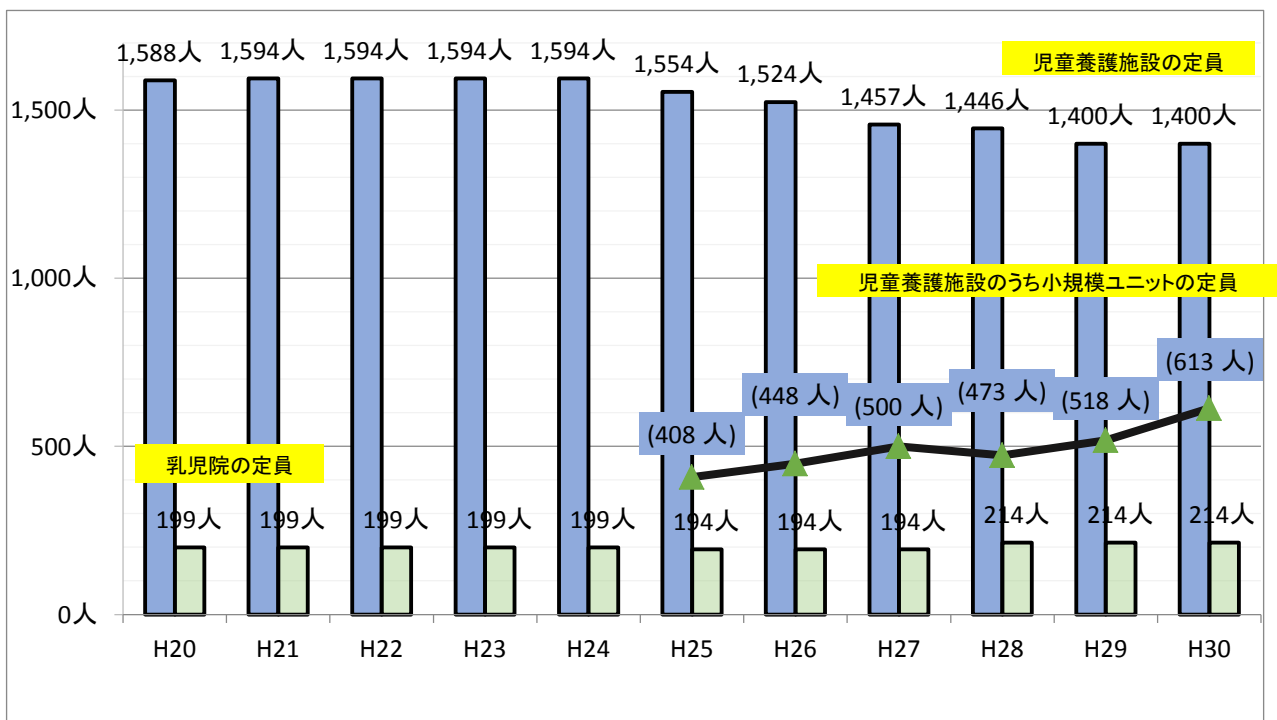


#### 4 施設養育の状況

児童養護施設は、平成30年度末で県内に22施設あり、定員は1,400人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模かつ地域分散化を進め定員は徐々に減少する一方、小規模ユニットの定員は613人に増やしています。また、乳児院は令和元年度末で県内に8施設あり、定員は249人となっています。今後、子供のケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われるよう、小規模ユニット化が求められています。

【表6】児童養護施設・乳児院の定員

(さいたま市を含む)



## II 施策体系

### 6 児童虐待防止・社会的養育の充実

#### (1) 子供を虐待から守る地域づくり

- ① 児童相談所の体制・機能強化
- ② 一時保護の充実
- ③ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進
- ④ 子供の権利擁護
- ⑤ 市町村の子供家庭相談体制への支援

#### (2) 社会的養育の充実

- ① 里親等委託の推進
- ② 特別養子縁組等の推進
- ③ 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成
- ④ 入所児童の自立支援

## III 具体的施策の展開

※ **ゴシック太字**については現行の県子育て応援行動計画の取組を修正又は追加したもの。  
施策番号の頭の「修」は修正、「新」は新たに追加した施策。

### (1) 子供を虐待から守る地域づくり

#### 1 児童相談所の体制・機能強化

修1 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、**スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど**職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。【こども安全課】

修2 **児童相談所の職員の専門性を向上させるため、職員研修を充実します。**【こども安全課】

修3 児童相談所に警察官 OB を配置し、**児童福祉司と同行訪問するなど子供の安全確認や**安全確保の徹底を図ります。【こども安全課】

修4 **医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。**【こども安全課】

5 休日・夜間専用の電話窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。【こども安全課】

**新6 虐待等に対して迅速かつ適切な対応が図られるよう、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ、虐待情報の全件共有を図ります。また、警察署と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。**

【こども安全課】

7 虐待（再発）防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所し

た子供を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【こども安全課】

**新 8 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。【こども安全課】**

## 2 一時保護の充実

**新 9 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント(評価)が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図っていきます。【こども安全課】**

10 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負った子供のケアを行います。【こども安全課】

修 11 一時保護所に学習指導員を配置し、一時保護中の子供の学習機会**の拡充に努めます。【こども安全課】**

**新 12 一時保護所において子供の権利を尊重し、環境改善に取り組み、民間機関等による第三者評価を実施するなど運営改善を図ります。【こども安全課】**

**新 13 一時保護を要する児童の増加に迅速かつ適切に対応するため、一時保護所の増設に向けた検討を行います。【こども安全課】**

**新 14 児童養護施設における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設、里親等による一時保護委託を進めるため必要な支援を行います。【こども安全課】**

## 3 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

修 15 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、**子供に関わる**全ての悩みに関する相談を行います。【こども安全課】

**新 16 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童等虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。【福祉政策課】**

17 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。【健康長寿課・こども安全課】(再掲)

18 虐待などの暴力から身を守るとともに人権意識を高めるため、CAPプログラム等を実施します。【こども安全課】

19 保護者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。【こども安全課】

修 20 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、**体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する**広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。【こども安全課】

**新 21 子供と直接接する保育士や幼稚園教諭等を対象とした研修を実施することにより、児童虐待に対し適切に対応できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。【こども安全課】**

22 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、子供を虐待から守る学校づくりを推進します。【人権教育課】

23 教職員を対象に児童虐待を早期発見・早期対応する力を養成するための研修会を実施します。【人権教育課】

24 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。【こども安全課】

**新 25 DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。【男女共同参画課】(再掲)**

26 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。【こども安全課】



## 4 子供の権利擁護

修 27 子供の権利侵害の問題を解決するため、**子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、**専門家による委員会での審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【こども安全課】

修 28 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、**子供に関わる**全ての悩みに関する相談を行います。【こども安全課】(再掲)

**新 29 児童相談所職員が子供の意向を汲み取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。【こども安全課】**

修 30 **社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に**「子どもの権利ノート」を配布し、**子供が意見を述べるができる機会を確保します。**

**また、子供の意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を検討します。【こども安全課】**

**新 31 民間機関等による第三者評価制度を活用し、児童養護施設等入所児童の意向の客観的な把握に努めます。【こども安全課】**

**新 32 親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度が適切に運用できるよう支援します。【こども安全課】**

**新 33 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。【教育局関係各課】(再掲)**

## 5 市町村の子供家庭相談体制への支援

34 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。【こども安全課】

修 35 児童相談の第一義的窓口を担う**市町村の体制強化のため、**職員の資質向上に係る研修の実施など**人材育成に取り組みます。また、**市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。【こども安全課】

修 36 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び**地域**からの相談等に応じ助言・指導を行う**とともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。【こども安全課】**

**新 37 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、情報の提供その他の必要な支援を行います。【健康長寿課】(再掲)**

38 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。【健康長寿課・こども安全課】

**新 39 全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。【健康長寿課】(再掲)**

**新 40 子供の最も身近な場所において、すべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援全般を行う子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、市町村への助言や人材育成などを支援します。【こども安全課】**

修 41 子育て家庭が**地域で孤立しないよう、**子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点の充実を図ります。(再掲)

42 地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。【福祉政策課】

43 市町村が行う短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業を支援します。【こども安全課】

## (2) 社会的養育の充実

### 1 里親等委託の推進

修 44 保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、**里親への研修や委託後の訪問支援などを行う**里親等委託調整員、**実親の理解を進める里親委託強化推進員**を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、家庭養育の推進について、家族支援と合せて、児童相談所の職員体制の充実を図ります。【こども安全課】

**新 45 未委託里親に対する研修や子供と交流中、又は委託直後の里親を訪問するなどの支援を行います。**【こども安全課】

**新 46 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する、里親フォスタリング事業など民間と連携した里親登録を推進します。**【こども安全課】

47 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。【こども安全課】

48 未委託里親に社会的養育が必要な子供の現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。【こども安全課】

49 ファミリーホームの周知を図るとともに、必要な支援を行い、開設を促進します。【こども安全課】

#### 指標 里親等委託率

現状値 22.1%（平成 30 年度）⇒ 目標値 32%（令和 6 年度）

### 2 特別養子縁組等の推進

**新 50 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関とも連携した取組を進めます。**【こども安全課】

**新 51 支援が必要な妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。**【こども安全課】

### 3 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成

修 52 **児童福祉施設における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。**【こども安全課】

修 53 **児童福祉施設において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。**【こども安全課】

**新 54 児童福祉施設の一時保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。**【こども安全課】

修 55 児童福祉施設協議会等と連携して**人材確保や育成**の取組を支援します。【こども安全課】

56 児童福祉施設において個々の子供に応じたきめ細かいケアが可能となるように職員の確保やケア体制の充実を図ります。【こども安全課】

57 児童福祉施設における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。【こども安全課】

修 58 児童養護施設等の子供に対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。**また、**乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。【こども安全課】

**新 59 専門的ケアを行う施設である児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。【こども安全課】**

**新 60 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。【こども安全課】**

61 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員の研修の充実を図るとともに、児童福祉施設の運営指導をきめ細かく行います。【こども安全課】（再掲）

62 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。【人権教育課、こども安全課】

63 児童養護施設の職員等を対象に、児童虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。【人権教育課】

## 4 入所児童の自立支援

修 64 **進学や就労を目指す義務教育終了後の児童に対して、**共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームの充実を図ります。【こども安全課】

修 65 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験**など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。**【こども安全課】

**新 66 児童養護施設の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。**【こども安全課】

**新 67 児童養護施設の入所児童等に対して学習費、部活動費、資格取得費用等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。**【こども安全課】

**新 68 進学、就労が困難な児童養護施設の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する関係機関との連携を図ります。**【こども安全課】

**新 69 児童養護施設の退所者等が社会の中で孤立することを防ぎ、必要に応じて関係機関による支援につなげることができるよう、退所者等が相談し、交流することができる拠点をつくります。**【こども安全課】

**新 70 児童養護施設の退所者等に対して、状況に応じて22歳まで引き続き施設等に居住するなどにより、自立のための支援を行います。**【こども安全課】

修 71 **児童養護施設の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、**就学、就労、住宅、生活相談、**資金貸付、身元保証**など総合的な支援を行います。**また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。**【こども安全課】

**新 72 障害児支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設などの連携を図ります。**【障害者支援課】（再掲）

指標 児童養護施設退所児童の大学等進学率

現状値 25.7%（平成30年度）⇒ 目標値 35%（令和6年度）

◆ 令和6年度末までの里親等委託率の計画

(現状値) 平成30年度末時点、里親等委託率 22.1%

県全体	R2	R3	R4	R5	R6
代替養育を必要とする子供数	1,906人	1,908人	1,903人	1,899人	1,871人
里親等への委託(見込)児童数	454人	485人	523人	561人	596人
里親等委託率	24%	25%	27%	30%	32%
(0~3歳未満)	23%	26%	29%	32%	36%
(3歳~就学前)	29%	31%	34%	36%	39%
(学齢期)	23%	24%	26%	28%	30%

「代替養育を必要とする子供数」

児童人口(※1)に対する施設入所・里親等委託児童(※2)の割合を推計し、児童人口の推計に乗じて推計値を算出した。

※1 児童人口

- ・ 過去10年間の県統計(1月1日時点町丁別人口調査)及び国立社会保障・人口問題研究所による5年ごとの将来人口推計による。

※2 施設入所・里親等委託児童

- ・ 県集計による3月1日時点の入所・委託児童数。
- ・ 施設入所については児童養護施設及び乳児院の入所児童数。  
里親等委託については里親及びファミリーホームへの委託児童数。

※3 里親等委託率

- ・ 「里親等への委託(見込)児童数」÷「代替養育を必要とする子供数」×100(%)